

中泊町農業委員会会議録

令和2年11月10日

中泊町農業委員会

令和２年度中泊町農業委員会 １１月定例総会議事録

１．開催日時 令和２年１１月１０日（火） 午後１時３０分～

２．開催場所 小会議室１

３．出席委員（１３人）

会 長	１５番	松坂 龍美		
会長職務代理者	１４番	松田 耕司		
委 員	１番	澤田 健吾	２番	大川 勝仁
			４番	葛西 誠
	５番	青山 邦栄	６番	藤田 次男
	７番	小野 美恵子	８番	瓜田 益子
	９番	坂本 朝彦		
	１１番	外崎 満幸	１２番	神 良一
	１３番	木村 巧		

４．欠席委員（２人）

委 員	３番	工藤 輝雄		
委 員	１０番	成田 誠		

５．議事日程

第１ 会期の決定について

第２ 議事録署名委員の指名

第３ 【報告】

報告第１４号 農地法第１８条第６項による通知書について

報告第１５号 農地移動適正化あっせん委員会の結果について

報告第１６号 農地転用許可不要案件の届出について

第４ 【議案】

議案第２３号 農地法第３条第１項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第２４号 農地法第５条第１項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第２５号 中泊町農用地利用集積計画の決定について

報告・協議事項

（１）業務予定

（２）その他

６．農業委員会事務局職員

事務局長 古 川 幹 人

次 長 古 川 明 彦

主 事 外 崎 健 太

7. 会議の概要

事務局	ただいまから、令和2年度中泊町農業委員会11月定例総会を開会いたします。
事務局 (課長)	本日、出席委員は15名中13名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、中泊町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は松坂会長にお願いいたします。 はじめに、松坂会長よりご挨拶をお願いします。
会長	本日は、定例総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。
議長	これより議事に入ります。まず、日程第1の会期の決定について、お諮りいたします。会期は本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。 【異議なしの声あり】 ご異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定いたします。 次に、日程第2の議事録署名委員、および、会議書記の指名を行います。中泊町農業委員会会議規則第16条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。 【異議なしの声あり】 それでは、議事録署名委員は、8番瓜田益子委員、9番坂本朝彦委員にお願いいたします。 なお、本日の会議の書記には事務局職員古川次長と外崎主事を指名いたします。 以上で日程第2を終わります。 それでは、日程第3の報告第14号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。 ◎報告第14号
事務局 (古川)	3ページをお開き下さい。 報告第14号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」農地法第18条第6項の規定による通知書について、次のとおり報告する。 令和2年11月10日提出 中泊町農業委員会会長。 今月の賃貸借の合意解約は、6件ございました。内容については資料をご覧ください。報告は以上です。

議 長 ありがとうございます。ただいまの報告１４号について、何かご質問等ございませんか。

(質問無し)

議 長 無いようですので、報告第１５号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第１５号

事 務 局 １６ページをお開き下さい。報告第１５号「農地移動あっせん委員会の結果について」
(古川) 農地移動あっせん委員会(令和２年１０月実施分)の結果について、次のとおり報告する。
令和２年１１月１０日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをご覧ください。１０月分の農地移動あっせん申し出は１件ございました。内容については申出一覧表をご覧くださいと思います。以上で報告を終わります。

議 長 ありがとうございます。ただいまの報告第１５号について、何かご質問等ございませんか。

(質問無し)

議 長 無いようですので、報告第１６号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第１６号

事 務 局 １８ページをお開き下さい。報告第１６号「農地転用許可不要案件の届出について」、
(古川) 農地転用許可不要案件の届出について、別紙のとおり報告する。
令和２年１１月１０日提出 中泊町農業委員会会長。

農地転用許可不要案件届出が１件ございました。内容は、小泊地域の派出所の新築であります。国・県で行う転用なので許可不要案件となっております。内容については資料をご覧ください。報告は以上です。

議 長 ありがとうございます。ただいまの報告第１６号について、何かご質問等ございませんか。

(質問無し)

議 長 無いようですので次に議案の審議に入ります。

◎議案第２３号

議 長 議案第２３号「農地法第３条第１項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 (外崎)	22ページをお開き下さい。議案第23号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請の提出があったので審議を求める。令和2年11月10日提出 中泊町農業委員会会長。
議長	議案第23号について、農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。
外崎委員	はい。11番 外崎です。 それでは報告いたします。去る11月2日、私と成田委員、事務局職員とで現地調査を行いました。本議案の農地法第3条申請は、所有権移転が7件でございます。調査した結果、耕作目的の申請であり農地法第3条第2項各号には該当しない権利取得と認められます。以上ご報告いたします。
議長	ありがとうございました。それでは事務局より本案の詳細について説明をお願いします。
事務局 (外崎)	今月の農地法第3条の許可申請は、7件ございました。内訳は、贈与が5件、売買が2件です。 受付番号23番は、宮川字種取地内ほか3筆の田畑3,058平方メートルの贈与です。譲受人は譲渡人同様に米とそ菜の栽培をするとのことでした。譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等から見て問題ないと思われます。 受付番号24番は、中里字亀山地内ほか2筆の田畑3,038平方メートルの贈与です。譲受人は譲渡人同様に米とそ菜の栽培をするとのことでした。譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等から見て問題ないと思われます。 受付番号25番は、八幡字八幡地内ほか3筆の田6,818平方メートルの贈与です。譲受人は譲渡人同様に米とそ菜の栽培をするとのことでした。譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等から見て問題ないと思われます。 受付番号26番は、小泊字朝間地内の2筆の畑1,263平方メートルの売買です。譲受人は譲渡人同様にそ菜の栽培をするとのことでした。譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等から見て問題ないと思われます。 受付番号27番は、中里字亀山地内ほか3筆の畑177平方メートルの贈与です。譲受人は譲渡人同様にそ菜の栽培をするとのことでした。譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等から見て問題ないと思われます。 受付番号28番は、田茂木字若宮地内の1筆の田5,145平方メートルの贈与です。譲受人は譲渡人同様に米の栽培をするとのことでした。譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等から見て問題ないと思われます。 受付番号29番は、宮川字種取地内の1筆の田2,628平方メートルの売買です。譲受人は譲渡人同様に米の栽培をするとのことでした。譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等から見て問題ないと思われます。 以上7件につきましては、別紙の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
議長	ありがとうございました。これより、質疑に入ります。
議長	何かご質問等ございませんか。

(質疑、意見なし)

議 長 質疑もないようですので、お諮りいたします。議案第 23 号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議 長 異議がないようですので、議案第 23 号は原案のとおり決定いたします。

◎ 議案第 24 号

議 長 続きまして、議案第 24 号「農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 (古川) 29 ページをお開き下さい。議案第 24 号「農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法第 5 条第 1 項の規定により、下記 (別紙) のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。 令和 2 年 1 月 10 日提出 中泊町農業委員会会長。

議 長 それでは本案について、農地法処理基準第 3 の 8 に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

外崎委員 それでは報告いたします。去る 1 月 2 日、私と成田委員、事務局職員とで現地調査を行いました。
本議案の農地法第 5 条の申請は、1 件ございました。
申請地は小泊地区の 1 筆の畑であります。面積その他の基準から見て問題なく許可相当と認められます。
以上報告を終わります。

議 長 ありがとうございます。それでは事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事務局 (古川) 30 ページをお開き下さい。それではご説明いたします。
受付番号 5 番は、小泊字尾崎道地内の 1 筆の畑で面積は 376 m²です。
転用目的は、宅地への通路及び車庫敷地への用途変更であります。申請地は、平成 5 年に居宅を新築した隣地で、車庫を建築しその南側を母屋への通路として使用、今回贈与を受けるに当たり、当該地が農地法の許可をうけていない違反転用であることを知り、このたび許可を得るため、始末書を添付しての申請があったものであります。
周辺農地等への影響については、申請地付近は海沿いでもあり、住宅地や休耕農地が混在するところで、これまでも周辺農地のトラブルがないことから、今後も農作物に及ぼす影響はないと思われます。
許可基準に定める農地の区分としては、その他の第 2 種農地で、小集団の生産性の低い農地に該当するものと判断いたしております。よって、面積その他の基準から見て、問題なく許可相当と認められます。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
何かご意見等ございませんか。

(質疑、意見なし)

質疑もないようですので、お諮りいたします。議案第 24 号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

異議がないようですので、議案第 24 号は原案のとおり決定いたします。

◎ 議案第 25 号

議 長	続きまして、議案第２５号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
事 務 局 (古川)	３４ページをお開き下さい。議案第２５号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化法第１８条第１項の規定により中泊町長から別紙のとおり依頼があったので決定を求める。令和２年１１月１０日提出 中泊町農業委員会会長。 次のページをお開き下さい。令和２年１１月６日付け中農政第２２４号で、中泊町長より当農業委員会会長あてに農用地利用集積計画の決定について意見を求められておりますので、その内容について順次ご説明いたします。 ３７ページをお開き下さい。申請内容は、所有権移転が１件です。内訳は公益社団法人あおもり農林業支援センターの買入が１件となっています。 受付番号２８番、あおもり農林業支援センターの買入です。関係農地は、豊岡字緑川の農地１筆、地目は田、面積は972㎡です。売買価格は40万円です。対価の支払い期限は令和２年１１月２７日を予定しております。 所有権移転につきましては以上です。
事 務 局 (外崎)	４０ページからご覧下さい。今月の利用権設定は新規が７件、再設定が２件で面積の合計は91,372平方メートルです。それでは順にご説明いたします。 受付番号４５、４６番は再設定で、賃貸借終期を迎えるため再設定をするものです。内容につきましては、資料をご覧ください。 受付番号４７番は、新規の設定で設定する農地は大沢内地内ほか３筆の「田」10,795平方メートルです。期間は５年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は、１０アール当たり米１俵の価格、支払い方法は、毎年１１月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。 受付番号４８番も新規の設定で、設定する農地は薄市地内の３筆の「田」10,006平方メートルです。期間は１０年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は１０アール当たり米１表の価格、方法は、毎年１１月末日までに本人へ物納するとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。
事 務 局	受付番号４９番も新規の設定で、設定する農地は大沢内地内１筆の「田」2,909平方メートルです。期間は１０年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は１０アール当たり米１俵の価格、支払い方法は、毎年１１月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。 受付番号５０番も新規の設定で、設定する農地は中里地内ほか３筆の「田」17,121平方メートルです。期間は５年間で、土地改良費は地主負担、賃借料は高根地内の田が１０アール当たり米３俵の価格、その他の田は米３表の価格、支払い方法は、毎年１１月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。 受付番号５１番も新規の設定で、設定する農地は福浦地内の２筆の「田」5,921平方メートルです。期間は１０年で、土地改良費は地主負担、賃借料は１０アール当たり米３俵の価格、支払い方法は、毎年１１月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。 受付番号５２番は再設定で、賃貸借終期を迎えるため再設定をするものです。内容につきましては、資料をご覧ください。

受付番号５３番も新規の設定で、設定する農地は田茂木地内の１筆の「田」２,３５３平方メートルです。期間は１０年で、土地改良費は借主負担、賃借料は１０アール当たり米２俵の価格、支払い方法は、毎年１１月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

次に４６ページをご覧ください。こちらは、農地中間管理事業による利用権設定です。

機構２０-１６８番から１７６番までは機構をとおしての使用貸借となっておりますので、資料をご覧ください。

次の機構２０-１７７番は賃貸借の新規の設定で、設定する農地は宮野沢地内の６筆の「田」１４,０７３平方メートルです。期間が１７年で土地改良費は借主負担。賃借料は１０アール当たり１０,０００円、支払い方法は毎年１１月末日までに本人に支払うとのことです。賃借人認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

次に、機構２０-１７８番から１８０番までが機構をとおしての使用貸借となっておりますので、資料をご覧ください。

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

議 長 何かご質問等ございませんか。

(質疑、意見なし)

議 長 質疑もないようですので、お諮りいたします。議案第２５号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議 長 異議がないようですので、議案第２５号は原案のとおり決定いたします。

議 長 議事については以上で終了いたしました。次に報告・協議事項について事務局より説明して下さい。

報告・協議事項について

事 務 局 それでは、報告・協議事項について、ご説明申し上げます。

１) 業務予定

２) その他 忘年会について

(資料にもとづいて、内容説明)

議 長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告・協議事項はすべて終了いたしました。

議 長

その他の件について、委員から何か意見ありませんか。

議 長

それでは、以上をもちまして、令和２年度中泊町農業委員会１１月定例総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

上記、顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和２年１１月１０日

農 業 委 員 会
長

(松坂 龍美)

署 名 委 員

(瓜田 益子)

署 名 委 員

(坂本 朝彦)